

秋田県告示第277号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定に基づき、告示する。

令和3年4月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人笹村整形外科	鹿角市花輪字扇ノ間79番地	令和3年2月28日
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター（歯科）	大仙市協和上淀川字五百刈田352番地	平成30年3月31日